

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成 29 年度第 1 回松阪市行財政改革推進委員会	
2. 開催日時	平成 29 年 8 月 17 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 54 分	
3. 開催場所	松阪市役所 本庁舎 5 階 特別会議室	
4. 出席者氏名	委員	落合 隆 委員長 塩谷 明美 副委員長 小山 利郎 慶徳 亘紀 村田 善清
	事務局	加藤 正宏 企画振興部長 中林 穰太 市政改革課長※推進チーム兼任 西口 裕登 市政改革課改革係長 大喜多 秀一 市政改革課改革係員 田中 広毅 市政改革課改革係員
	推進チーム	刀根 和宜 経営企画課長 田中 靖 情報企画課長 (中林 穰太 市政改革課長) 高木 達彦 地域づくり連携課長 山口 博司 総務課長 近田 雄一 財務課長 松本 健 職員課長
5. 公開及び非公開	公 開	
6. 傍聴者数	0 名	
7. 担当	松阪市企画振興部市政改革課 TFL 0598-53-4363 FAX 0598-25-0825 e-mail shisei.div@city.matsusaka.mie.jp	

協議事項・議事録 別紙

## 平成 29 年度 第 1 回松阪市行財政改革推進委員会 議事録

と き：平成 29 年 8 月 17 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 54 分

と ころ：松阪市役所 本庁舎 5 階 特別会議室

出 席 者：塩谷明美（副委員長）、落合隆（委員長）、小山利郎、慶徳巨紀、村田善清

事 務 局：加藤正宏 企画振興部長、中林穰太 市政改革課長、西口裕登 市政改革課改革係長、  
大喜多秀一 市政改革課改革係員、田中広毅 市政改革課改革係員

推進チーム：刀根和宜 経営企画課長、田中靖 情報企画課長、（中林穰太 市政改革課長）、高木  
達彦 地域づくり連携課長、山口博司 総務課長、近田雄一 財務課長、松本健 職  
員課長

傍 聴 者：0 名

事 項：1. 平成 29 年度 松阪市行財政改革推進委員会について

2. 今年度の行財政改革取組について

・「行財政改革」の認知度・理解度向上への取組について

・『松阪市行財政改革推進方針』に基づく今年度の取組について

3. その他

---

（午後 1 時 30 分開始）

司会)

---

ただ今より、平成 29 年度第 1 回松阪市行財政改革推進委員会を開催させていただきます。

本年 4 月 1 日より新たな組織体制となり、本委員会事務局が経営企画部経営企画課から企画  
振興部市政改革課へと変更となっている。

（欠席者の報告）

開催に先立ち、企画振興部長よりあいさつ申し上げます。

企画振興部長)

---

ご承知のとおり、市では平成 23 年 11 月に『松阪市行財政改革大綱』及び『松阪市行財政改  
革大綱アクションプラン』を策定以降、長らくこれらを市の行財政改革の中心に据え、様々な取  
組を進めてきたが、新たな「総合計画」策定を契機に、これらの全面見直しを行い、昨年度『松  
阪市行財政改革推進方針（以下『行革方針』という。）』を策定した。

『行革方針』策定に際しては、本委員会のみなさまには、昨年度 4 回の委員会を開催いただく中で、多角的な視点からご意見等いただいた。今年度は、主に『行革方針』に基づく各種取組について本委員会にご報告させていただく予定であり、第 1 回となる本日は、今年度の取組予定や目標を中心にご報告させていただく。

本日も闊達な議論をお願いしたい。

司会)

---

資料の確認；

- ・【事項書】
- ・【資料 1】平成 29 年度 松阪市行財政改革推進委員会について
- ・『松阪市行財政改革推進方針』
- ・平成 29 年度 部局長の「実行宣言」
- ・松阪市施策評価システム試行実施要領  
(ここまでは、事前配布済)
- ・【資料 2】「行財政改革」の取組認知度・理解度向上への取組について
- ・【資料 3】「行革」ノス、メ
- ・【資料 4】『松阪市行財政改革推進方針』に基づく今年度の取組について（補足資料）  
(資料 2～4 については、当日配布)

本委員会は、松阪市が定める「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針 3 会議の公開の基準」に基づき、公開とさせていただきます。

ここからの進行については、委員会規則第 5 条に基づき、委員長に交代する。

委員長)

---

それでは、議事を進める。

事項 1 「平成 29 年度 松阪市行財政改革推進委員会について」に関して、事務局は説明するよう。

## 1. 平成 29 年度 松阪市行財政改革推進委員会について

事務局)

---

(【資料 1】「平成 29 年度 松阪市行財政改革推進委員会について」に基づき説明。)

既にご承知のことであるが、今年度最初ということで、本委員会要旨等を確認する。

- ・設置：平成 23 年度～
- ・設置目的：社会情勢の変化に対応できる効率的で効果的な行財政改革を推進すること
- ・主な役割：行財政改革に関する方針策定や方針の進捗管理 等
- ・委員：8 名（現委員任期：H27.12.18～H29.12.17）

続いて、今年度の本委員会開催予定を確認する。

- ・今年度は本日を含め 3 回の開催を予定。
- ・第 2 回：11 月中旬
- ・第 3 回：平成 30 年 2 月初旬

なお、本日の出席委員間で、次回第 2 回の開催予定を調整させていただきたい。

（委員間調整）

では、平成 29 年 11 月 17 日（金）午後 1 時 30 分～で内定とさせていただく。  
正式な開催通知は後日お送りさせていただく。

事務局からは以上である。

委員長)

---

今年度の本委員会は、『行革方針』に基づく市の行財政改革の取組について、提示報告を受けながら進捗管理を行っていくことがメインになる。

ここまでに、質問等ないか。

これにて、事項 1 「平成 29 年度 松阪市行財政改革推進委員会について」を終了する。

## 2. 今年度の行財政改革取組について

委員長)

---

続いて、事項 2. 「今年度の行財政改革取組について」に移る。

ここでは、2 つの項目があるが、まずは「行財政改革」の認知度・理解度向上への取組について」に関して事務局より説明願いたい。

事務局)

---

(【資料 2】「行財政改革」の取組認知度・理解度向上への取組について【資料 3】「行革」のスゝメ」に基づき説明。)

- ・昨年度、全職員を対象に実施した「行財政改革」に関するアンケート」の回答結果を受け、今年度、「行財政改革」取組を主導する各課では、職員の「行財政改革」に対する認知度・理解度向上をめざして、積極的に働きかけを行っている。
- ・アンケートで、「行財政改革」が「自分には関係がない」や「知らない」と回答した割合が高かった若年層職員への意識付けのために、新規採用職員や新任係長級職員など、若年層職員への研修の際に、「行財政改革」について学ぶ時間を設けるなどしている。
- ・本年 8 月より、昨年度策定した『行革方針』の内容をよりわかりやすく伝えるために、庁内イントラネットを活用し、資料 3「行革のスゝメ」を発信している。
- ・同時に、市と共に「行財政改革」推進の担い手となる市民（事業者）に対しても、今年度は、「行財政改革」取組の認知度・理解度を高めるさまざまな働きかけを行う。

事務局からは以上である。

委員長)

---

今年度は、『行革方針』に基づく各取組をより効率的・効果的に実施していくために、職員向けの研修会等はもちろん、市民向けの取組にも力を入れているとのことである。

ここまでに、質問等ないか。

委員)

---

資料 3「行革のスゝメ」を庁内向けに発信しているとのことであるが、確実に読ませる工夫を行っているか。企業では、始業前のミーティング等を活用し、組織全員への周知徹底をしているところもある。

事務局)

---

記事の掲出は庁内イントラネットを活用し、電子データにて全職員向けに配信している。

全体周知の面では、市長を筆頭に部局長ら幹部職員が週 1 回定例で集まる「市政取締役会」にて発行の際に報告し、部局長より各組織に伝達するよう依頼している。

なお、昨年度も実施した「行財政改革」に関するアンケート」を今年度も予定しており、調

査項目の中でどれくらいの職員が読んでいるか探り、今後の周知方法等を見出していきたいと考えている。

委員)

---

職員が確実に読んだとチェックできる方法はないか。社内メール等は開封確認がついていたりする。

情報企画課長)

---

「行革のスゝメ」を掲出している庁内イントラネットの掲示板では既読未読を判別することはできない。

委員)

---

せっかくこのような取組を始めるのだから、周知の工夫については、今後も検討いただきたい。

委員)

---

今年度、これだけの研修会等を開催することは良い。

ただし、実績をしっかりと記録し、近年の傾向等を分析することが大切である。

立場上、住民協議会や地域の活動に対する、市民・職員の認知度、参加率がまだまだ低いと感じることがある。こういった研修会等を効果的に開催いただきたい。

委員長)

---

ほかにないか。

それでは続いて、「『松阪市行財政改革推進方針』に基づく今年度の取組について」に関して事務局より説明願いたい。

事務局)

---

昨年度策定した『行革方針』に基づく今年度の取組について報告させていただく。

本方針は 3 つの「基本方針」に対し体系的に配置する全 10 項目の「改革の視点」ごとに、「具体的行動計画」を記載しているため、報告はこの「具体的行動計画」の順とさせていただく。

報告が、各「改革の視点」10 分程度を予定しているため、3 つの「基本方針」単位で区切り、質疑応答を設けることとしたい。

なお、ひとつの「改革の視点」に対し、2 つ以上の課が報告させていただく場合もある。

報告の補足資料として【資料 4】『松阪市行財政改革推進方針』に基づく今年度の取組につい

て（補足資料）も併せてご覧いただきたい。

それでは、各担当者より報告を行う。

## 基本方針Ⅰ．持続可能な市政運営の推進

### ①事務・事業の見直し（経営企画課、財務課）

#### a.市民意識調査（経営企画課）

「総合計画」の推進を基軸とした行政運営を行っていく上で、市の現状や市政に対する市民の意見等を調査し、その結果を今後のまちづくりの基礎資料とするもので、概ね 2 年に一度、「総合計画」の策定前年度及び、計画期間の中間年に実施するものである。

今年度は、市内 3,000 人を対象としており、現在回答を集計している。

調査内容は、「市民意識の経年変化を見るもの」と「直面する市政の課題項目」に大別され、「市民意識の経年変化を見るもの」は、現在の暮らしや住みやすさ、結婚や子育てを含めた居住意向等、また、市政に対する満足度や総合計画の認知度など、70 問で構成している。

「直面する市政の課題項目」については、幼少中のエアコン設置及びトイレの様式化、コミュニティバスや救急医療体制など、全 12 項目を調査している。

#### b.「松阪市施策評価システム試行実施要領」について（経営企画課）

「予算（Plan）」に基づき「実施（Do）」した施策・事業の成果を「評価（Check）」することで、実施手法や目標設定に「改善（Action）」を加えていく行政運営マネジメントサイクル（PDCA サイクル）の構築に向け、本評価システムを今年度新たに試行導入するものである。

このシステムの導入により担当課長による事業評価と部局長による施策評価を複合し、政策における各施策の寄与度を定量的に可視化することができ、経営資源の「選択と集中」により戦略的な政策推進が期待できる。

#### c.統一的な基準による地方公会計の整備に基づく財務 4 表の作成及び公表について（財務課）

現在、平成 28 年度決算の財務 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）、公営事業会計及び一部事務組合も含めた連結の財務 4 表、及び平成 28 年度に作成した固定資産台帳の平成 29 年度中の公表に向けた準備を進めているほか、9 月には、全職員を対象とした地方公会計に関する研修を実施する。

また、来年度より活用を予定する職員向けの会計処理マニュアルの作成を進めている。

### ②公共施設マネジメント（市政改革課）

公共施設の過半数が築 30 年以上経過し、老朽化が著しい状況の中で、施設の大規模修繕や建替等に要する財政負担を将来世代に先送りしないため、また、持続可能な行政サービスを維持するための公共施設の最適化の取組を行っている。

昨年度策定した「公共施設等総合管理計画」、「個別施設計画」に基づき、各部局の実施計画ヒアリングの中で、個別にヒアリングを行うなど、フォローアップに努めるとともに、部局を横断的に組織する「施設マネジメント推進委員会」を定期的で開催し、全庁的な視点から協議を進めている。

昨年度は、公共施設延床面積の 44%を占める小中学校施設を対象に、有識者、市民ディベーター、利用者等による討論を行い、今後のあり方について検討を行った。これまでも市営住宅、文化ホールといった、市にとって優先度の高い公共施設マネジメントについて、同様の討論を実施してきており、これらの討論後の取組進捗を管理していく。

なお、一部市営住宅については、今年度公共施設マネジメント基金を活用し、除却等を行っている。

この他、「固定資産台帳」と「施設カルテ」を活用し、資産全体の情報の一元管理、施設保全等の推進を図っていく。

### ③自主財源の確保と徴収強化（市政改革課、財務課）

#### a. 自主財源の確保の取組（市政改革課、財務課）

##### ・ 企業誘致

昨年度の企業立地件数（増設含む）は 4 件。今年度は、市内へのさらなる企業誘致に向けて、年間 200 社・団体以上の企業訪問を行い、企業動向情報の収集に努めるとともに、県をはじめ関係機関と連携して誘致活動を展開する。

##### ・ ふるさと応援寄附金

昨年度の寄附金額は、123,474,108 円（4,043 件）。

今年度は、特産品の拡充をはじめ、首都圏を中心とした P R などを図り、松阪市と特産品の魅力を広く全国に発信することで、3 億円の寄附金をめざす。

##### ・ 再生可能エネルギーの活用による新電力事業

今年度、エネルギーコストの地域内循環の実現、事業収益の活用による地域活性化を目的とした、電力の小売事業を行う新電力会社を設立する（年度内の電力供給開始をめざす）。

新会社では、松阪市クリーンセンターで発電された電力を中心に、市の公共施設へ電力の供給を行う小売電力事業を実施し、公共施設における電気料金の削減をめざすとともに、「仮称：地域好循環創造基金」を創設し、事業利益を市に寄付することで、基金を原資とした地域活性化に資する事業を実施予定である。

・有料広告事業

昨年度は広報紙や各種封筒、ホームページバナー、本庁舎及び市民病院ロビーのモニターへの広告掲載、また、武道館等スポーツ 3 施設、文化ホール 2 施設のネーミングライツ契約により、13,968,113 円の収入があった。これらの媒体は、広告事業導入以降、安定した収入源となっており、今年度も事業継続していく。

ネーミングライツ契約については、松阪市武道館（愛称：松阪牛の里オーシャンファーム武道館）について、ネーミングライツパートナーと本年 6 月に契約更新を行った。また、松阪市民文化会館（愛称：クラギ文化ホール）及び松阪コミュニティ文化センター（愛称：農業屋コミュニティ文化センター）については来年 4 月に契約満了を迎えるため、契約更新に向けた協議を着実に進めていく。

これらと並行して、新たな広告媒体の調査・研究も行う。

・公有財産の売却・貸付

未利用地の売却については現在 5 筆の一般競争入札を実施している。

市庁舎等の空きスペースへの自動販売機等の設置については、今年度は 12 施設に計 16 台設置しており、3,393,675 円の収入となっている。自動販売機等の設置は 3 か年契約であり、今年度で満了する事業者に対し、契約更新の交渉を行っていく。

b.徴収強化の取組（市政改革課）

・市税

昨年度より、インターネットを利用した公金クレジット支払いの運用を開始したほか、年間を通じて電話催告等による早期納付勧奨に努めた。

また、県内市町で構成する税徴収の専門機関「三重地方税管理回収機構」の徴収第二課へ徴収職員を 1 年間派遣した。

今年度は、現年度課税分の収納率目標を 98.4%に設定し、納税環境整備や啓発活動による納税意識の向上、また、滞納者に対する電話や書面での催告及び差押え等の滞納整理に努めるとともに、昨年度差押えた動産のインターネット公売を予定している。

・税外債権

債権回収対策課が徴収対象とする 4 債権（介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育園保育料・公共下水道受益者負担金）は、昨年度滞納処分の強化を図り、当初の目標収納率 30%を上回る 36.7%の収納率を達成した。

また、市全体の税外債権処理の適正化を進めるにあたり、特定任期付職員（弁護士）による法務相談や法的手続き等の業務支援を行うとともに、職員の意識の向上や専門知識の習

得など、人材育成のための研修会を 2 回（7 月、1 月）実施した。

今年度は、債権回収対策課への移管件数については前年度比 3 割増をめざし、収納率については、引き続き 30%以上を目標とする。

今年度は、税外未収債権のある全ての所管課に回収計画書の提出を求め、ヒアリングを実施するなど、進捗管理に努め、計画的に適正な滞納整理ができるよう支援と指導を行うとともに、昨年度に引き続き、職員意識の向上や専門知識の習得を目的とした研修会を開催し、効果的な意識啓発にも努める。

また、これらの取り組みによって明らかになった所管課の課題や要望等に基づき、税外債権回収を推進するための体制や仕組みを検討していく。

#### ④受益者負担の検証（市政改革課）

##### a.施設使用料の見直し

平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、本委員会においても協議いただき進めてきた「使用料見直し基本方針（案）」の検討については、市の使用料収入に対する考え方や行政コストの積算方法に再検討の余地があり、また、消費税の段階的な変動等、流動的な要素があるなかで、使用料改定の有効な時期などを明確化することが困難であったことなどから、方針の策定には至らなかった。

今年度は、現在整備を進めている「固定資産台帳」や「施設カルテ」を活用し、公共施設の行政コスト等の情報をデータベースとして集約するとともに、市の施設使用料に対する考え方の再整理を行い、併せて、各施設の減額・免除制度についても、施設種別等に基づく統一した考え方を整理していく。

##### b.市営住宅使用料の見直し

市営住宅については、外部の有識者等で構成する「松阪市営住宅あり方検討委員会」より、本年 1 月に市長に対し意見書が提出され、この中で、市営住宅使用料の算定に係る利便性係数（設備や立地条件等の差に基づく係数）について、公平性の観点から見直しを検討するよう意見が出された。

この意見に基づき、今年度住宅管理システムの改修を行うとともに、対象となる設備（項目）の係数設定等について慎重に協議を重ね、平成 30 年度もしくは平成 31 年度からの利便性係数変更をめざしている。

##### c.手数料の見直し

諸証明等の発行に要する「手数料」については、今年度からマイナンバーカードの活用によ

る諸証明のコンビニ交付が開始されることから、証明書発行に係る行政コストやコンビニ交付の利用実績等を踏まえ、次年度以降、現状に即した金額設定を検討していく必要がある。

委員長)

---

ここまでについて、意見等ないか。

委員)

---

「①事務・事業の見直し」における「施策評価システム」の説明の中で、「総合計画」の各政策における施策の比重を部局長が決定するとの話があったかと思う。

比重設定に個人の恣意が働くと、適切な評価ができない可能性があるのではないかと懸念されるが、各部局長が設定した比重の適正性について、チェックする手法等はあるのか。

経営企画課長)

---

「総合計画」の各政策は、その大半が複数の部局が担う施策で構成されており、このような政策の場合は、施策の比重判断にも複数の部局長の視点が入るものの、指摘の通り、特定個人の主観による裁量となる部分は否めない。

この課題については、今年度試行していく中で、隔年で実施する市民意識調査の結果を比重判断の参考とする等、対応を検討していきたいと考えている。

委員)

---

「③自主財源の確保と徴収強化」の報告の中で、再生可能エネルギーによる新電力事業の説明があったが、この事業による収益見込みはどのくらいか。

事務局)

---

新電力事業による収益見込みについては、本日資料を持ち合わせていないので、後日報告させていただきます。

なお、参考として、平成 27 年度の松阪市クリーンセンターの発電による売電は 216,679,000 円であった。

委員)

---

「③自主財源の確保と徴収強化」の報告の中で、ネーミングライツ事業の説明があったが、現在導入している施設以外に、今後導入を検討している施設等はあるか。

事務局)

---

現在本市で新たに導入を検討している施設はないが、三重県が歩道橋への導入に向け、ネーミングライツパートナーの募集を開始しているなど、近隣自治体や先進自治体の動向には注視しており、事例研究及び施設所管への情報提供等を積極的に行っていく。

委員)

---

市民にとってはある日突然施設の名称が変わることになり、戸惑う方もあると思う。

事務局)

---

ネーミングライツに関しては、費用対効果や市場性等も含め、多様な視点から導入を検討すべきと考えている。

副委員長)

---

「①事務・事業の見直し」の報告の中で、「総合計画」に関する市民意識調査の説明があったが、2年ごとの大掛かりな調査であるため、労力もかかっていると思う。この結果はどれくらい市政に反映されるのか。

また、調査対象が15歳以上となっているが、若年層の意見・考えについては、どのように考えているか。子どもの声も聞いてほしいと思うが。

経営企画課長)

---

市民意識調査の主たる目的は2つ、ひとつは「総合計画」策定の基礎資料とすることであり、もうひとつは「総合計画」の各政策の進捗・効果の確認である。「総合計画」は基本的には4年ごとに見直しを行うため、見直しの前年度と、計画の中間年度、2年ごとに市民意識調査を行うことで、政策に市民の意向を反映するよう努めている。

企画振興部長)

---

15歳未満の児童・生徒について、例えば、市内の小学校の生徒が市役所見学にお越しいただく際に、市長と話す機会等はあるものの、一斉に意見・考えを聴取する機会を設けることは難しい。

なお、市民意識調査では各年代均等に調査票を送付しているが、10代、20代の回答率は4～5%に留まってしまっているのが現状であり、市としても課題意識を持っている。

このため、児童というわけではないが、若年層の市政参画意識の向上に向けた取組に注力しており、後に紹介させていただく、「まつさか若者クラブ」や、「高校生を対象とした市長との懇談

会」等を実施している。

委員)

「③自主財源の確保と徴収強化」の報告に関連する『行革方針』P.29 の具体的取組「5. 市税および税外債権の徴収強化」の記述内容について、「～電話や書面での催告及び差押え等の滞納整理により、～」との記載があるが、財産調査等の滞納整理は実地ではおこなっていないのか。

事務局)

財産調査や差押えについては、金融機関等に臨場して行う場合もある。  
修飾箇所がわかりづらく、誤解を招く表現であったことをお詫び申し上げます。

委員)

近年、学校給食費の不払いが増えていると聞か、中には「なぜ払わないといけないのか」という意識の保護者もいるという。

公平性の観点からも、厳粛な滞納整理や意識啓発をお願いしたい。

委員長)

ほかにないか。

それでは続いて、「基本方針Ⅱ. 公民連携と開かれた市政運営の推進」の「各改革の視点」について事務局より説明願いたい。

事務局)

それでは、引き続き各課より報告させていただく。

## 基本方針Ⅱ. 公民連携と開かれた市政運営の推進

### ①民間活力の導入（市政改革課）

#### a. 「民間委託等の導入に関するガイドライン」

「民間活力の導入」は、限りある経営資源を効率的で効果的に活用する上で有効な手法のひとつだが、導入対象の選定にあたっては、市の姿勢を明確にし、全庁的な視点で検討する必要があるものの、現在本市には統一的な指針が存在しない。

そこで、今年度より「民間委託等の導入に関するガイドライン」の策定に着手する。市の「民間活力の導入」に対する考え方や導入基準、意思決定機関等を位置づけ、各部署の「民間活力の導入」検討の活性化につなげることを目的とする。

並行して、制度導入後 10 年以上が経過している指定管理者制度について、現在の運用体制の課題等を踏まえ、運用マニュアル等の修正を行う。

#### b.市営住宅の「民間活力の導入」

市営住宅については、施設の老朽化や入居率等の減少が続く状況の中で、施設整備や管理運営について、「民間活力の導入」を検討している。

「松阪市営住宅あり方検討委員会」から本年 1 月に提出された意見書の内容に基づき、住宅課において、指定管理者制度導入に向けた検討を進めるとともに、多岐にわたる市営住宅管理運営業務の内、指定管理者制度の対象とする業務の選定を進め、今年度中に委託に係る具体的な仕様をまとめる予定である。

#### c.「松阪市ジョイントパートナー制度」の活用促進

平成 27 年度、「松阪市ジョイントパートナー制度」に基づき、市の全事業を対象に「民間活力の導入」提案を募集したところ、9 件の提案があり、公開プレゼンテーション審査で採用となった提案については、提案者との事業化に向けた協議を重ねたものの、事業化には至らなかった。

一方で、「松阪市ジョイントパートナー制度」の考え方を生かし、昨年度は、飯高の観光施設 3 施設（つつじの里荒滝、飯高グリーンライフ山林舎、奥香肌峡林間キャンプ場）について、「民営化に向けた民間提案募集」を実施し、3 件の提案が採用となった。

特に、奥香肌峡林間キャンプ場については、近年は休止しており、今年度以降取り壊しを予定していたが、今回の提案募集により、リノベーションの提案をいただいた。

今年度は、これらの実績を踏まえながら、民間提案制度をより効率的・効果的に活用できるよう検討を行う。

### ②市民参画・協働の推進（地域づくり連携課、経営企画課）

#### a.住民協議会のあり方の整理と支援の継続

住民協議会条例制定以降、43 協議会の課題等の聞き取り調査を行い、昨年度は、住民協議会、自治会連合会、公民館連絡協議会、行政の 4 者による「打ち合わせ会」を 3 回開催し、地域組織のあり方について協議を行った。

今年度も引き続き 4 者による意見交換を進めるなかで、住民協議会のあり方や各地域等の位置づけについて協議を進め、今年度中に一定の方向性を示す予定である。

住民協議会への財政的支援については、今年度も引き続き、住民協議会が創意工夫を凝らし、自己決定・自己責任のもと、地域課題解決に資する事業が安定して行えるよう活動交付金を交

付していく。

活動交付金の内、ふるさと応援寄附金加算については、今年度より有効活用を図るため、活用期限を 5 年以内に拡充するとともに、市の基金への留保も可能とした。

また、地域の元気応援事業については、年度開始から事業実施ができるよう、審査会の開催時期を見直す予定である。

併せて、住民協議会を支援できる職員体制の構築に向け、職員が地域主体の地域づくりの必要性を認識し、地域の連携を意識した業務遂行ができるよう、職員向けの研修を継続していく。

地域と行政の協働によるまちづくりを推進するために、引き続き、各課から協働事業推進担当者を選出し、地域計画の実現に向け取り組んでいく。

#### b.多様な組織との連携・協働

現在、市民活動センターを中心とする市民活動団体の育成と並行して、平成 27 年度より開始した地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」事業による市民活動団体の発掘を行っているが、「げんきアップ松阪」事業が 3 年目を迎え、成果と課題を検証する中で、2 つの取組による相乗効果を高めるべく、「げんきアップ松阪」事業を市民活動センターの指定管理業務に組み込む検討を行っているところである。

#### c.市民懇談会

市民懇談会は、市がさまざまな市民サービスを提供していく上で、市民との情報共有とともに、市民目線の市政運営を進めることで、市民にとって身近で、地域課題に早急に対応できる市役所をめざすために実施しているものと位置付けている。

今年度においては、市内約 30 カ所で市民懇談会を実施予定である。

既に実施した第 1 弾では、市内の 11 中学校においてエアコンの導入、トイレの洋式化などの教育環境整備の課題をはじめ、地域の様々な課題解決に向けた意見交換会を実施した。

現在行っている第 2 弾は、「市民と行政が協働の視点に立ったまちづくり」をテーマに、それぞれの地域課題の共有、その解決に向けた懇談会としている。

#### d.まつさか若者クラブ

今年度の新規事業であり、若者が創造的で豊かな感性をもった意見、アイデアを出し合う場を創出し、若者が「住みたい、住み続けたい」と思えるまちづくりに関する提案を募り、世代間バランスの取れた新たな事業の構築につなげることを目的としており、高校生～39 歳までの市のまちづくりに関心がある若者を募集した。当初は 30 名程度の参加を想定していたが、

最終的に 54 名の参加申し込みをいただいた。

市のめざす将来像等をテーマに、ワークショップ形式で自由に意見を交わし合い、市の長所等を明らかにする中で、参加者個々が具体的な政策を考え、最終的には、参加者から竹上市長に対する政策提案を行う予定である。

### ③ICT を活用した情報化の推進（情報企画課）

#### a.現時点で着手・実行中の取組

- ・マイナンバーを利用した自治体間の情報連携が 7 月から全国的に試行運用されている。
- ・各種証明書のコンビニエンスストア交付については、平成 30 年 2 月よりサービス開始予定である。
- ・基幹系システムの更新については、今年 2 月より市内にて「住民情報システム選定委員会」を発足し、検討を進めている。
- ・「情報システム調達ガイドライン」については、計画通り平成 28 年度中に策定している。
- ・「情報システム部門の業務継続計画 (BCP)」の策定については、事業者との委託契約を結び、市内各部署の現状調査を開始している。なお、本計画の策定にあたっては、随所で防災対策課との情報共有を行いながら進めていく。

#### b.着手の前段階・検討中の取組

- ・「オープンデータインデックス（仮称）」の構築については、今年度中に、事業内容や手法、使用目的等、多岐にわたる想定を行う上で、慎重に検討を進める予定である。
- ・印刷機器の統合については、平成 27 年度より開始し、隔年で実施する予定の事業である。今年 4 月の組織機構改革及び、8 月の市内フロアレイアウトの変更を踏まえ、新たな配置案を関係部署と調整し、印刷複合機の調達を行い、11 月の稼働をめざす。

#### c.年間を通じて実施している取組

- ・ペーパーレス化の推進については、導入を進める複合機の活用やタブレット端末によるペーパーレス会議の促進により継続的に取り組んでいる。

委員長)

---

ここまでに、意見等ないか。

委員)

---

「②市民参画・協働の推進」に関する報告について質問したい。

『行革方針』P.38「具体的取組」2 - (2)に記載のある住民協議会への財政的支援について、ふるさと応援寄附金加算が来年から廃止されるという話を伺ったが、実際はどうなのか。

また、住民協議会のあり方の整理について、『行革方針』の中では「意見交換の場を設ける」とあるが、現在大きな進展はないという話を聞く。このことについて、今後の展望を伺いたい。

#### 地域づくり連携課長)

---

ふるさと応援寄附金加算については、市内在住者からの寄付をどのように扱うかという課題が以前からあり、このたび整理を行った。

結果として、市外からの寄付については、これまで通り個別の協議会に対してもふるさと応援寄附金加算を行うが、市内在住者からの寄付については、個別の協議会への加算とせず、住民協議会全体への支援とさせていただいた。

住民協議会のあり方の整理については、昨年度より意見交換の場を定期的に設けているが、現在はそれぞれの立場から、自由闊達に意見を頂戴している段階であり、これらの意見を基に、今後、一定の方向性を示していく予定である。

#### 委員)

---

同じく「②市民参画・協働の推進」の中で説明のあった「まつさか若者クラブ」について、「若者が住みたい・住み続けたい」というキャッチフレーズがあるが、「住み続けたい」ということは、これからのまちづくりに必要な視点でありよいと思う。

また、『行革方針』P.41 からの「③ICT を活用した情報化の推進」に直接関係するかわからないが、昨今、税務署が税申告における eLTAX の利用促進に力を入れている中で、市当局での状況はどうか。

eLTAX 利用者のほとんどが税理士ではないかと思う。市税申告における eLTAX 利用率及び、その内の税理士比率が分れば教えていただきたい。

#### 事務局)

---

eLTAX については、税務部局が担当しているが、本日の出席者の中にはいないため、この場で正確なご回答ができない。

参考までに、税務部局が公表している資料の中では、償却資産申告における eLTAX の利用状況が 35.5%とあるため、報告させていただく。

委員お尋ねの内容については、事務局より税務部局に照会し、後日回答させていただく。

委員)

---

「②市民参画・協働の推進」の中で説明のあった「まつさか若者クラブ」はいいアイデアであると思う。募集が 30 人に対して 50 人以上応募があったというのは素晴らしい。

募集の際はどのようにアプローチしたのか。

経営企画課長)

---

あくまで、対象者の中から無作為抽出での通知発送やポスター、チラシ、ホームページによる周知が主であり、積極的に教育機関等と連携をとったわけではない。

企画振興部長)

---

通知に関しては、市内在住の 16 歳～39 歳の方の中から無作為抽出した 2,000 人に発送しているが、その他の周知により、無作為抽出の 2,000 人以外の方からもお申込みいただき、結果 54 人の方にご参加いただいている。

委員)

---

「①民間活力の導入」で説明のあった「松阪市ジョイントパートナー制度の活用促進」の中で、奥香肌峡林間キャンプ場の報告があった。以前、「飯南・飯高観光施設あり方検討委員会」の委員を務めたが、整備コスト等を鑑みると民間活力の導入が困難と思われた飯高の観光施設に対し、このたび民間提案があったということは、「松阪市ジョイントパートナー制度」の一定の成果であると思う。

委員長)

---

「②市民参画・協働の推進」の中で説明のあった「まつさか若者クラブ」について、対象者が 16 歳～39 歳と幅広いが、参加者の年齢比率はどのようなものか。

経営企画課長)

---

本日資料を持参しなかったため、正確な回答はできないが、各年齢層幅広く参加いただいている。

企画振興部長)

---

対象者には子育て世代も含まれることから、「まつさか若者クラブ」では、会議のたびに託児環境を整備して、参加者に活用いただいている。

委員)

---

「まつさか若者クラブ」についても、是非とも本委員会にて成果をご報告いただきたい。

委員長)

---

ほかにないか。

それでは続いて、「基本方針Ⅱ. 公民連携と開かれた市政運営の推進」の「各改革の視点」について事務局より説明願いたい。

事務局)

---

それでは、引き続き各課より報告させていただく。

### **基本方針Ⅲ. 合理的で質の高い市政運営の推進**

#### **①ワーク・ライフ・マネジメント（職員課）**

##### **a. ワークマネジメント**

毎週水・金曜日をノー残業デーと位置づけ、全庁的な定時退庁を促しているほか、前月の各部署の時間外勤務実績を市政取締役会で報告し、全職員に時間外勤務抑制の意識付けを行っている。なお、平成 28 年度の時間外勤務時間（災害及び選挙事務を除く）は 149,196 時間となり、前年度に比べ約 1,500 時間の削減を果たした。

また、育児休暇を取得した職員がスムーズに職場復帰できるよう、希望職員に対して市役所の基礎的な事務等に係る研修を実施するなど、フォローに努めている。

##### **b. ライフマネジメント**

育児休暇等の取得促進のため、前述の職場復帰後のフォロー研修をはじめ、今年度は、管理職を対象に、男性も含めた育児休業の取得促進に関する内容の研修を実施しているほか、育児休暇の啓発パンフレットを平成 28 年度末に作成し、庁内全体掲示板にて周知を図った。

ハラスメント対策の充実については、今年度、現行の「職場のハラスメント防止に関するガイドライン」の内容に、マタニティハラスメントに関する項目の追加を予定しているほか、職員向け研修も実施している。

心身の健康保持・増進の支援については、昨年度より全職員を対象にストレスチェックを導入し、チェック結果を産業医が分析し、希望者は産業医の指導が受けられる体制を構築しているほか、毎月第 3 火曜日の業務終了後には、精神科医による心の健康相談を実施している。

##### **c. 組織マネジメント力の強化**

今年 5 月に管理職を対象にイクボス研修を実施しており、8 月にはイクボスに関する取組の振り返りを行う予定である。

また、今年度はプレミアムフライデーが始まったことを受け、毎月最終金曜日には極力会議を入れない等、休暇が取りやすい職場環境づくりを推進している。

## ②機能的な行政組織（市政改革課）

市役所組織については、昨年 3 月に市長より諮問に基づき、各部局代表で構成する「これからの松阪市行政のあり方庁内検討委員会」によって同年 9 月に取りまとめられた「答申」を受け、本年 4 月 1 日から新しい体制をスタートさせた。

主な変更は以下の 3 点である。

### a. 嬉野・三雲・飯南・飯高各地域を管轄する「地域振興局」の整理

これまで本庁部局から独立していた地域振興局を企画振興部に位置づけ、4 振興局の地域性を担保しつつ、全庁的な視点で、業務の平準化・効率化を図った。

併せて、各地域振興局固有の組織であった「地域整備課」を、本庁各部局の出先機関としてそれぞれ「農林水産事務所」及び「建設保全事務所」に再編するとともに、嬉野・三雲管内でひとつ、飯南・飯高管内でひとつに集約した。また、各振興局管内にひとつずつ配置していた教育委員会教育事務所についても、嬉野・三雲管内でひとつ、飯南・飯高管内でひとつに集約している。

### b. 「こども局」の創設

乳幼児期に必要な手続きや子育て支援関係の窓口を集約することで、手続きの効率化・簡素化による子育て世代への負担軽減を図り、市長公約でもある「子育て一番宣言！」の実現をめざす。

### c. 「文化」行政の所管整理

これまで教育委員会事務局の所管としてきた「文化」に関する業務について、市長部局「産業文化部」へ移管することで、文化を生かした「地域づくり・まちづくり」政策の推進をめざす。

その他、林業従事者や中小企業経営者を支援する組織として、本年 4 月に林業支援センターを、7 月には産業支援センターをそれぞれ開所している。

今年度は、これらの組織機構改革成果と課題を検証し、不具合やサービス低下を回避する。

また、今年 5 月に提示された「これからの松阪市行政のあり方庁内検討委員会」に対する新たな「諮問」の中では、「市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政窓口をめざして、ライフイベント（婚姻、出生、死亡、転入・転出 等）に特化し、包括的に案内・相談ができる窓口体制の構築」を検討する旨が依頼された。

この「諮問」に基づき、現在窓口関係課を中心としたワーキンググループにて、手続きが複数課に跨ぎ煩雑となるライフイベントに関する手続きの案内充実及び効率化を検討し、市民が何度も市役所に足を運ばなくて済むよう、また、包括的な相談が行えるよう案内体制を見直し、具体的な取組に向けた準備を進めている。

### ③「職員力」の強化（職員課）

#### a. 内的職員力の強化

平成 27 年度より全職員を対象に人事評価制度を導入し、平成 27 年度の効果度（制度の仕事への影響度合い）は 91.1%だったものが、平成 28 年度は 94.0%となり、多くの職員が、制度導入に良い影響があったと感じている。

また、来年度の部長級職員の賞与に今年度の人事評価結果を反映するべく、現在検討を進めている。

#### b. 外的職員力の強化

今年度の職員採用試験の面接試験において、新たに外部面接官を登用し、優秀で多様な人材の確保をめざしている。

#### 委員長)

---

ここまでについて、意見等ないか。

#### 副委員長)

---

「①ワーク・ライフ・マネジメント」に関する説明にもあったが、『行革方針』P.47の「女性職員の職域の拡大と積極的な登用」については、男性の育児休暇取得の促進に今後も取り組んでいただきたい。三重県内はまだまだ男性の育児参画が進んでいないと感じるので、市役所がその模範となっていいただきたい。

#### 職員課長)

---

職員向けの育児休暇研修を行う際は、男性の育児休暇取得について触れるなど、理解を求めているところであるが、なかなか取得者が増えていないのが現状であり、今後も継続して啓発等行いたいと考えている。

#### 委員)

---

「②機能的な行政組織」に関する説明の中で、4 振興局管内の出先事務所が整理され、北部と

西部の 2 カ所に集約されたとの話があったが、4 月から現在までの間の、市民の反応はどのようなものか。

自動車を利用できない方などが不便を感じている等の声はないか。

市政改革課長)

---

現在のところ、今年 4 月の組織機構改革に伴う、市民からのお困りの声等は伺っていない。

委員)

---

『行革方針』P.54「③「職員力」の強化」における「人事評価制度」に関して、本『行革方針』策定過程でも意見を述べたが、「人事評価制度」を運用する以上は、その評価内容が「定期昇給」と「勤勉手当」の査定に作用する仕組みとしなければ効果が得られないと考える。

せっかく全職員を対象としているのだから、職員の勤務意欲・能力増進のためにも、これらの反映を検討いただきたい。

職員課長)

---

松阪市の「人事評価制度」は「人材育成」を基本としているという点をご理解いただきたい。

ただ、先ほど申し上げたように、一度にすべてを変えてしまうことは難しいが、今年度の評価から、部長級の勤勉手当への反映を皮切りに、徐々に反映範囲を拡大できるよう検討してまいりたい。

委員)

---

「③「職員力」の強化」の説明の中で、『行革方針』P.55 に記載のある「外的職員力の強化」に関して、採用面接試験における外部の面接官の登用を行うとの話があったが、この取組の視点やポイントをもう少し詳しく教えていただきたい。

職員課長)

---

採用後に生じる問題として、面接時の人物像と、実際に勤務を開始してからの人物像が異なるケースがある。このような差異を少しでもなくすような採用を心がけているが、職員による面接ではなかなか難しい部分もある。

そこで、今年度はプロの面接官を登用し、アドバイスを受ける予定である。

委員長)

---

ほかにないか。

それでは、これにて、事項書「2. 今年度の行財政改革取組について」を終了とする。

### 3. その他

委員長)

---

続いて、「事項3. その他」に入るが、事務局及び委員よりから何かあるか。

(事務局・委員ともになし。)

これにて、本日の議事は終了とする。

事務局)

---

本日の議事録については、昨年度の委員会同様、公開の対象となるため、事務局でとりまとめた後に各委員宛に送付させていただく。

議事録に修正等必要な場合は、市政改革課まで連絡いただきたい。

以上で、平成 29 年度第 1 回松阪市行財政改革推進委員会を終了とする。

以上  
(午後 3 時 54 分 終了)